

【様式例・記載例】（法第23条第1項関係）

役員名簿

理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載します

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長 □□□□□	仙台市〇〇区〇〇3丁目2番1号	有
副理事長 □□□□□	仙台市〇〇区〇〇〇21番地の2	有
理事 □□□□□	仙台市〇〇区〇〇5丁目4番3号 〇〇アパート101	無
理事	氏名、住所等は、住民票の写し等の記載どおりに記載してください。 特に異体字には注意していただき、パソコン、ワープロ等では入力できない場合は、スペースとし、手書きで記入してください。 ※「高橋」⇔「高 橋」「川崎」⇔「川 崎」 「恵」⇔「恵」など ※「〇丁目△番◇号」⇔「 〇 — △ — ◇ 」 「●丁目▲番地」⇔「 ● — ▲ 」など		無
理事			無
監事			無
監事			無

(備考)

- 1 「氏名」, 「住所又は居所」, 「報酬の有無」は, 全ての役員について記載します。
- 2 「氏名」, 「住所又は居所」の欄には, 条例第3条第2項各号に掲げる書面(住民票の写し等)によって証された氏名, 住所又は居所を記載します。
- 3 「報酬の有無」の欄には, 定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」, 報酬を受けない役員には「無」を記入します(あくまで役員としての報酬なので, 役員である者が例えば事務局長など実務スタッフとしての役目も担っている場合で, その労働の対価として支払われる賃金等は含まれません)。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数(「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は, 3分の1以下でなければなりません(法第2条第2項第1号ロ)。
⇒(例)役員総数が5人までの場合は1人だけ, 6~8人の場合は2人まで, 9~11人の場合は3人まで(以下省略)
- 5 役員は, 定款の役員定数及び附則で定めた設立当初の役員と合っていないなければなりません。なお, 役員定数は理事3人以上, 監事1人以上でなければなりません(法第15条)。
- 6 役員のうちには, それぞれの役員について, その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ, 又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはなりません。(法第21条)
(役員総数5人以下の場合) 配偶者若しくは3親等以内の親族は, 含まれることになってはならない
(役員総数6人以上の場合) 配偶者若しくは3親等以内の親族は, それぞれの役員について1人まで含まれてよい
- 7 監事は, 理事を兼ねることができません。(法第19条)
- 8 役員その他の欠格事項は, 法第20条を参照してください。